

## こんにちは子育て支援センターです

### 初めての赤ちゃん和妈妈 お待ちしております

子育てサロン  
では、おもちゃ  
を使って親子で



自由に遊んだり、お子さんを通してお母さん同士でお話をしています。今年、5・6・11・12・2・3月に「初めての赤ちゃん和妈妈」を開催します。

「おむつを替えても、おっぱいを飲んで泣いてしまう」など、初めての子育てに戸惑っている方は、先輩ママとのお話や育児の相談をしたり、一緒に赤ちゃん体操やわらべ歌を覚えたり、遊んだりしてみませんか？

他の親子さんと遊んだり、悩みを聞いてもらうことで、ママも少し余裕ができて、子育てが楽しくなるといいですね。ぜひこの機会にお子さんと一緒に遊びに来てください。

また、その他にも遊びの広場、わんぱく、子育て講座などを行っていますので、詳しくは下記まで連絡してください。

■問い合わせ／子育て支援センター（☎485-1277）

## 私有地の草刈

あなたの所有地はきれいですか？

雑草が伸びたままの状態やごみが捨てられたままになっている土地はさらなるごみの不法投棄や野火の原因となり、近隣の方の迷惑になります。

安全で快適な生活を送るために、自分の所有地の草刈や清掃を行い、きれいで住みやすい町にしましょう。

## 農薬飛散による被害の発生を防ぐために

住宅や公共施設に隣接する農地や森林などの管理にあたっては、農薬が飛散して住民や子どもなどへ健康被害が出ないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を使用しなければならぬ場合は、飛散しない農薬を選ぶ、ラベルに記載された内容に従って使用するなど、農薬の飛散防止に努めましょう。

# 平成22年度ごみ処理実績

日頃から、ごみの減量と分別にご協力いただき、ありがとうございます。

平成22年度のごみ処置実績は下記のとおりです。継続して、ごみの減量と良好な分別排出を行い目標達成に向けて、取り組んでいきましょう。また、本町ではごみの減量化や資源化を推進するため、生ごみ処理機やコンポスター購入への助成を実施していますので、ぜひ利用してください。

今後にもごみの減量と分別の推進にご協力をお願いします。

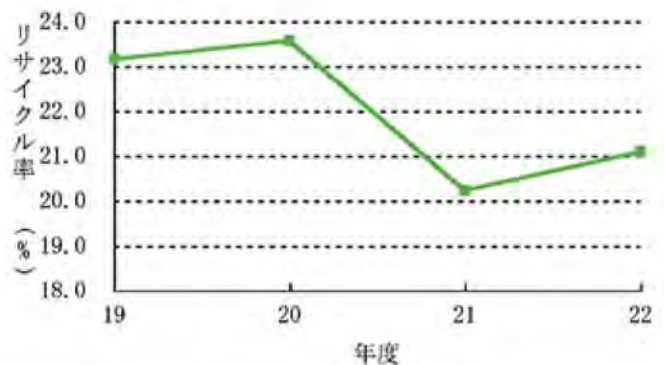
	燃やせるごみ (t)	燃やせないごみ (t)	資源ごみ (t)	リサイクル率 (%)	資源売払収入 (千円)
平成21年度	1,906	585	605	20.2	8,172
平成22年度	1,923	409	590	21.1	9,873
前年比	+17	△176	△32	+0.4	+1,701
目標(平成25年度)※	1,715	295	700	26.0	

※標茶町ごみ処理基本計画の目標値

種類別ごみ搬入量



標茶町のリサイクル率



■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

## 生活豆知識

## 震災に乗じた悪質メールが子どもにも!



次のような相談が全国の消費生活センターに寄せられていますので、主な事例とアドバイスについてお知らせします。

## 事例1

地震の揺れを感じた直後、「地震速報」というタイトルのメールが届いた。「詳細情報はこちら」とあったため、そのアドレスをクリックしたところ、突然出会い系サイトにつながり、「ご利用ありがとうございます。利用料金1万円支払って」と画面に表示された。支払い義務はあるのか？

(当事者：男性 17歳)

## 事例2

高校生の娘の携帯電話に、友人から震災募金の協力要請のメールが届き、同じ内容を10人にメールするよう書かれていた。募金先は聞いたことのないNPO法人となっているが大丈夫か？

(当事者：女性 16歳)

## ひとことアドバイス

- 震災に便乗した悪質なメールのトラブルが発生しており、子どもにも被害があります。
- 多数の方へメール転送を強要する「チェーンメール」は、内容の真偽が不明であるほか通信ネットワークに負担をかけ、必要なメールが届きにくくなる可能性もあります。転送は絶対に止めましょう。
- 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず官公署などに確認しましょう。
- 義援金を送る場合は、信用できる団体であることを確認してから送るようにしましょう。
- 事例のように、地震に関する情報提供を装って出会い系サイトやアダルトサイトに誘導する手口のほか、「義援金」「募金」を名目としたものもあります。トラブルにあったら、すぐに下記に相談してください。

- 相談窓口／●役場企画財政課商工労働係（2階@番窓口☎485-2111内線251）
- 釧路市消費生活センター（☎0154-24-3000）
- 社北海道消費者協会消費生活相談推進員（釧路総合振興局配置）（☎0154-44-3460）

## ゆとり生活

## 6月1～10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です



暮らしを支える電波はルールを守って正しく使いましょう

電波は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に必要不可欠なものですが、不法無線局は重要無線通信やテレビ放送へ妨害を与えるなど、社会的な問題を発生させています。

このため総務省では、電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を『電波利用環境保護周知啓発強化期間』と定め、電波利用に関する周知・啓発活動を全国的に展開します。

- 問い合わせ／北海道総合通信局（ホームページ <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>）
  - 不法無線局、混信・妨害、電波の安全性（☎011-737-0099）
  - テレビ・ラジオの受信障害（☎011-737-0033）
  - 電話・インターネットに関する相談（☎011-709-3956）
  - その他行政相談（☎011-709-3550）
- ※受付時間は、午前8時30分～正午、午後1～5時（土・日曜日、祝日は除く）